

国立大学法人 千葉大学
National University Corporation
Chiba University

千葉大TLO

特許出願と技術移転 利用の手引き

平成21年度1月 改訂版

国立大学法人千葉大学

Organization for Academic-industrial Collaboration and Intellectual Property

産学連携・知的財産機構

「千葉大TLO特許出願と技術移転利用の手引き」改訂版の発刊にあたって

～産官学連携の拠点形成を目指して～

国立大学が法人化して丸4年が経過しました。この間の最も大きな変化は「市場原理の導入によるグローバルな知の競争時代」に入ったということです。大学の使命は本来、教育・研究・社会貢献ですが、特色ある教育をベースとした優れた人材育成、独創的先端的な研究開発、そして、こうした優れた研究成果により社会貢献を果たすということです。「知の競争時代」における大学はこれまで以上にこの3つの使命を目的意識的に達成することが求められています。とくに、「開かれた大学」として地域社会のみならずグローバルに社会貢献することが大変重要になっています。

この社会貢献に係わっているのが千葉大学においては産学連携・知的財産機構です。具体的な社会貢献として、千葉大学産学連携・知的財産機構には3つの使命があります。第1は、大学の基礎研究で生まれた新しいシーズを、社会のニーズと結びつけて応用研究として産学連携を推進するための支援を行うこと、あるいは、民間企業からの技術的相談の窓口となり適切な大学側研究者を斡旋し円滑な産学連携を支援すること(産学連携推進部)、第2は、大学で生まれた新しい知見や学術的成果を知的所有権として保護しつつ民間企業への技術移転を図ること(技術移転推進部、いわゆる千葉大TLO)、第3は獲得した知的財産権を行使して大学発ベンチャーを育成・支援し社会貢献すること(ベンチャービジネスラボラトリ)です。

産学連携・知的財産機構の役割と使命は、以上の3つの使命を総合大学・千葉大学として全学的に組織的に実施していくということです。これまでの共同研究が大学研究者と民間企業間の個人的つながりを主体としたものでしたが、これに加えて組織的連携の取り組みを積極的に図っていくということです。欧米の大学は大学の近くに民間企業や新興ベンチャー企業などが集結しやすいような格安料金で利用できるリエゾンビルやリエゾン地区があります。本学では千葉大亥鼻イノベーションプラザ(大学連携型インキュベーション(孵化)施設)がその一端を担っていますが、開設して約1年であり本格的な成果は今後の展開にかかっています。

設立3年目となる機構として一層整備充実を図る所存ですが、機構のみの力では到底不可能です。このため、産業界・千葉市や千葉県および国のご支援を得ながら、産業界、官界と千葉大学産学連携・知的財産機構の3者が強く連携して産官学連携の一大拠点形成を確立するために精力的に活動して参りますので、ご支援・ご鞭撻を宜しくお願い致します。

平成21年1月
千葉大学産学連携:知的財産機構長
野波 健蔵

目次

発明の完成から特許出願までのフロー	1
技術移転による収益の取り扱いについて	4
特定大学技術移転業務の流れ図	5
研究発表にあたっての留意事項	6
特許と学会発表等との関係	7
千葉大学主催の発表会とする場合	8
秘密保持のための措置をとる場合	9
発明等の届出書	10
譲渡証書	14
知的財産ポリシー（平成18年4月1日改訂版）	15
Q&A	19

発明の完成から特許出願までのフロー

1. 標準的なフロー

(0) 発明の相談

千葉大学の職員が特許出願を検討する際に、出願対象となる研究成果が発明に該当するか否か、出願権の所在等を産学連携:知的財産機構(以下「本機構」と記載する。)に相談をする。

(1) 発明の届出

千葉大学の職員が発明(研究成果)を創造したときは、速やかに、本機構長に「発明等の届出書(別記様式1参照)」を提出する(発明等届出書は**本機構ホームページからダウンロード**ができる)。

(2) 特許明細書の作成等

本機構の知財管理チームの担当者(弁理士ほか)が、発明者を訪問して、発明の内容の詳細、発明に至る経緯等についてインタビューを行い、特許明細書等(願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)の作成方針の指示又は指導を行い、それに基づき**発明者が特許明細書等の素案を作成**する。

素案にもとじて知財管理チームの弁理士ほかがさらに発明者を指導、添削のうえ、特許明細書等を完成させる。

(3) 発明評価委員会における審議

発明評価委員会(委員長:本機構技術移転推進部長)において、当該発明が職務発明に該当するか、特許を受ける権利を本学が承継するか等を審議、決定し、当該発明について特許出願をするか否かの最終決定を行う。

(4) 特許出願

本機構が特許出願を行う(特許出願の仮決定に基づきすでに特許出願済のものを除く)。

特許出願は、本機構の特許出願端末から、特許庁に対してオンラインにより行うことを原則とする。ただし、緊急を要する特許出願案件であってオンライン用の書類の作成が間に合わない場合等は、郵送による特許出願をすることがある。

(5) 譲渡書の提出

本機構の知財管理チームの指示に基づき発明者は特許を受ける権利の**譲渡証書(別記様式2参照)**を、**知財機構に提出**する。

2. 確認事項

・共同発明の場合

共同発明(発明者が複数人)の場合には、発明者全員で予め発明の寄与率について合意を得たうえで、代表者が「発明等届出書」を提出する。

・発明者に学生・院生が含まれている場合

本学教員と学生等(学生・院生)との共同発明の場合には、学生等の持分を本学又は本学教員に譲渡するか、学生等自身が保有するかを、学生等と予め協議し決定したうえで、「発明等届出書」を提出する。

・他大学・企業との共同発明の場合

本学教員と学外者(他大学・企業等の従業員)との共同発明の場合には、共同発明者にその属する法人の規定に基づく手続を行うように求める。特許出願は、本学と共同発明者の属する法人との間で、共同特許出願契約書を交わしたうえで、特許出願を行う。

・他機関の研究助成金等を使用した研究成果による発明の場合

他機関の研究助成金等を使用した研究成果による発明の場合には、その助成事業の規程に基づく手続を行うように求める。

3. 職務発明規程

職員が職務上創出した発明等の権利は大学に帰属する。(機関帰属)

【根拠規程】

- ・国立大学法人千葉大学就業規則第59条(抜粋)

「職員が職務上創出した発明等の知的財産の取り扱いに関する事項は、
国立大学法人千葉大学発明取扱規程に定める。」

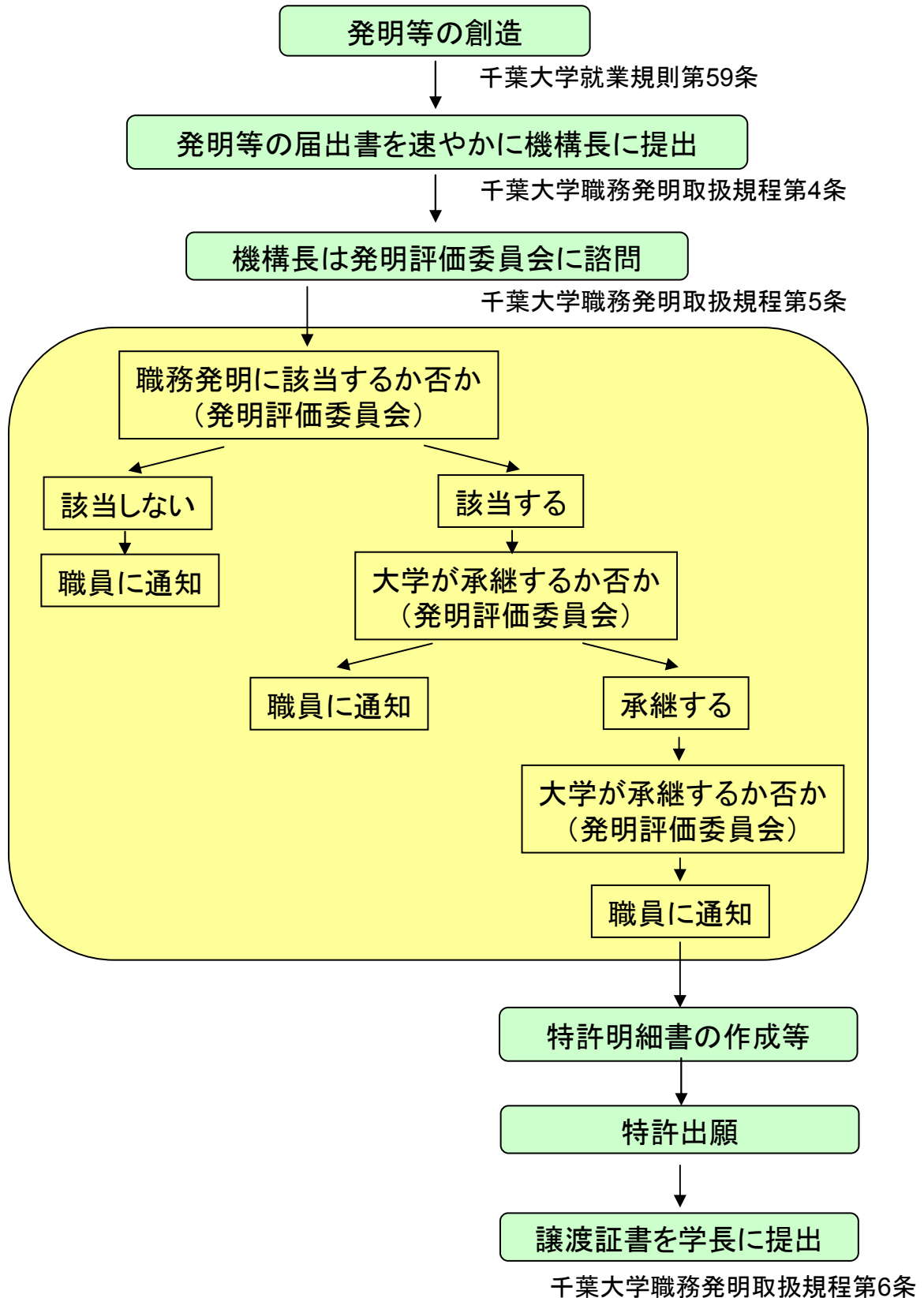
- ・国立大学法人千葉大学発明取扱規程第3条、第4条、第9条

「職務発明等に係る知的財産権は、本学に帰属する。」(第3条)

「職員は、発明等を創造したときは、別紙様式により必要事項を速やかに
産学連携・知的財産機構長に提出しなければならない。」(第4条)

「職員は……本学が承継しない旨の通知を受けた後でなければ自ら出願
等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡してはならない。」(第9条)

4. フローチャート

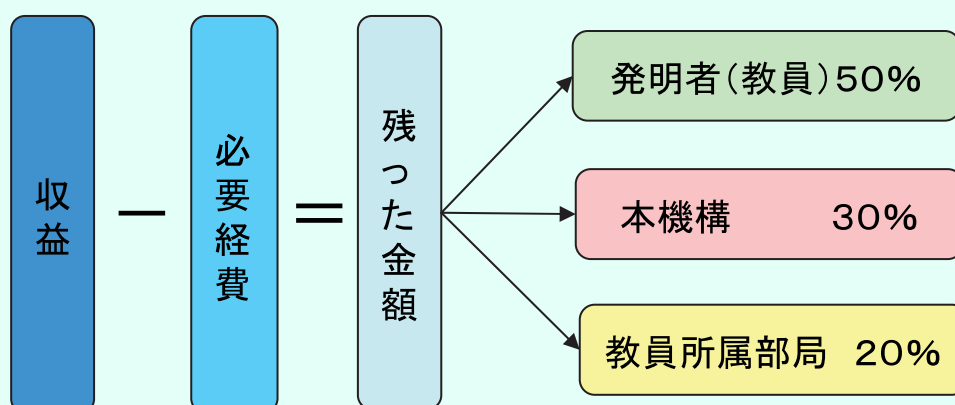


技術移転による収益の取り扱いについて

技術移転による収益

- ①特許の実施契約(ライセンス)に基づく実施料収入→実施企業が当該商品によって得た収益の一定割合が毎年大学の収入となる。
- ②特許(権利化前のものも含む)の有償譲渡契約に基づく収入→当該契約に記載された売却金額が大学の収入となる。

千葉大学における取扱い方針

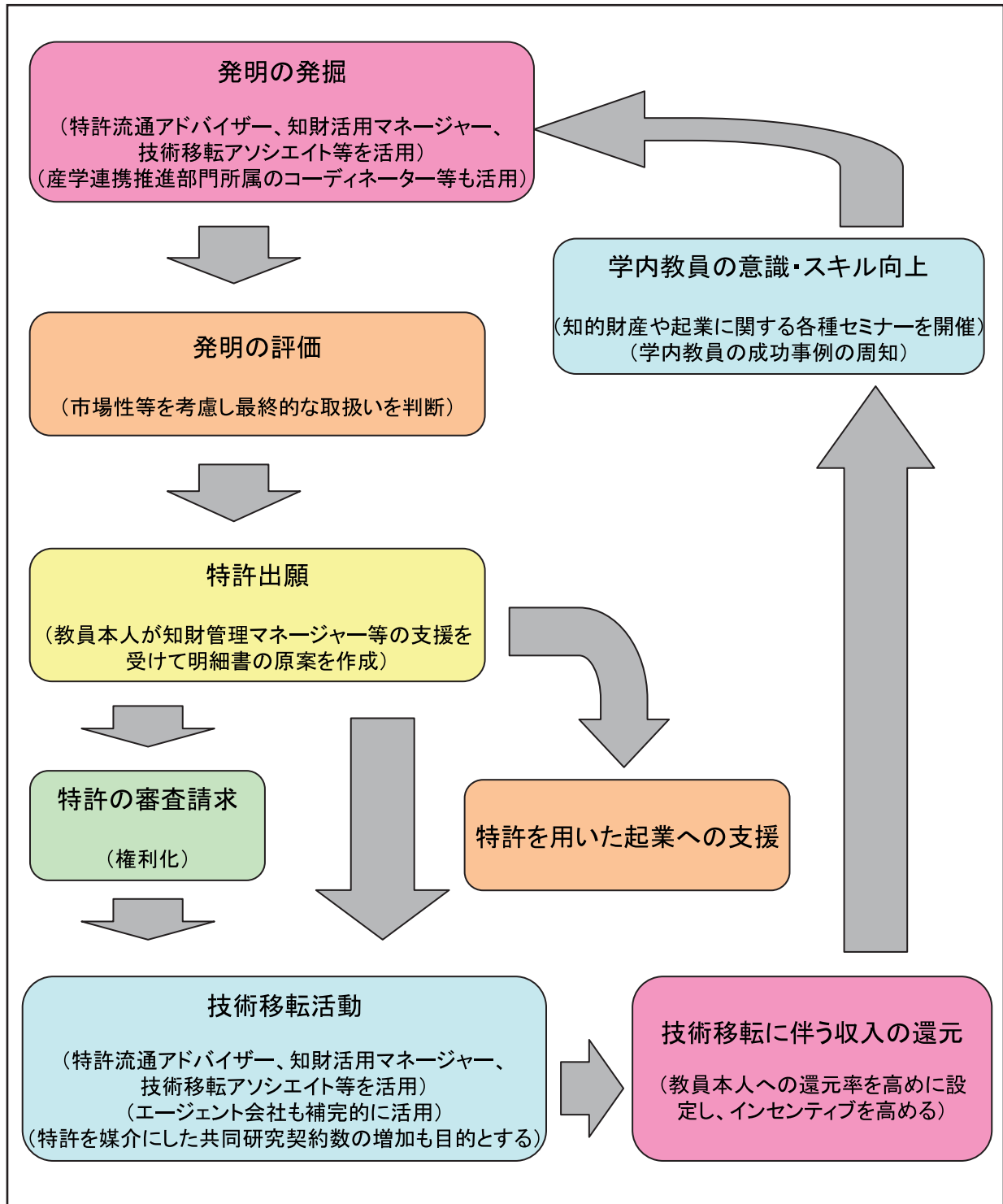


上図のような取扱いを原則としつつ、最終的には個別案件ごとに発明評価委員会で取扱いを決定する。

基本的な考え方

- ①千葉大学においては、特許出願経費削減のため、発明者である教員本人が特許出願のための明細書の原案を作成していることから、発明者への分配割合を他大学と比べ、高めに設定する。
- ②必要経費は収益の多寡に関わらず、常に一定額が発生するため、割合ではなく、実費を予め差し引く。
- ③千葉大学では特許出願を原則として内部処理しているため、その担当である本機構に係る負担は他大学と比べ大きいことから、本機構への分配割合を部局よりも高めに設定する。

特定大学技術移転業務の流れ図



研究発表にあたっての留意事項

2004年4月1日の法人化以降は、国立大学法人千葉大学の教員等の研究成果は、原則大学に帰属し、教員等が「発明等」をしたときは速やかに産学連携知的財産機構に届け出ることになっており、届け出なしに学会等に発表することは就業規則等の違反ともなります(国立大学法人千葉大学就業規則第59条の規定に基づく国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程)。

企業との共同研究の成果も、教員が独断で企業に特許出願や研究成果の実施を任せることはできません。

「発明等」とは、以下の(1)~(8)の全てであり、教員等の研究成果、とくに自然科学分野、デザイン分野、IT分野等の研究成果は、ほとんどが含まれることとなります(職務発明取扱規程第2条)。

- (1) 特許法に規定する発明
- (2) 実用新案法に規定する考案
- (3) 意匠法に規定する意匠
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置
- (5) 著作権法に規定するプログラム
- (6) 著作権法に規定するデータベース
- (7) 種苗法に規定する品種
- (8) 不正競争防止法に規定する営業秘密

これらに関連した研究成果について、学会発表や論文発表をする予定がある場合には、事前に産学連携・知的財産機構に「発明等届出書」を提出するか、その取扱について問合せをしたうえで発表の手続を開始するようにして下さい。

特許出願等の必要があると判断された場合には、特許出願等の手続に時間がかかりますので、なるべく早目に(少なくとも発表の2週間以上前に)「発明等届出書」を提出するか問合せをして下さい。

特許と学会発表等との関係

特許制度 基本原則

新規性が必要



既に不特定多数が知り得る状態になっている発明は特許出願できない。
(過去にそれを発表した人間が自分自身である場合でもダメ。)

上記例外

日本では例外的に特許庁長官が指定した学術団体での発表については、その発表から6ヶ月以内であれば、特許出願が可能。(証拠書類必要)

しかし

アメリカでは、日本同様の例外措置がとられているが、欧州を中心にこのような学会発表に関する例外措置を設けていない国も多い。

このため

特許出願は学会発表前に行った方が良い

修士論文 博士論文 等の発表 の場合

修士論文等の発表会において論文が発表された場合も、基本的には、当該発明を不特定多数が知りうる状況に置いてしまったことになる。
→当該発明について特許出願できない。

そこで

対策①論文発表会を千葉大学主催(又は共催)という位置づけにする。【原則】

千葉大学そのものが特許庁長官が指定した学術団体となっているので、千葉大学主催という位置づけにすれば、学会発表と同様に例外措置の適用を受けられる。ただし、〇〇学部や△△講座という名義で開催された場合には大学主催とは認められない。

対策②秘密保持のために必要な措置をとる。【欧州への特許出願の予定がある場合等】

秘密保持の誓約書を書いた人しか論文発表会に入場者させない、資料を渡したり、送ったりするのも秘密保持の誓約書を書いた人に限定するなどの手続きをとり、不特定多数が知り得ないようにする。

千葉大学主催の発表会とする場合

- ① 当該発表会の責任者たる教員が部局長に対して、当該発表会に国立大学法人千葉大学の主催(又は共催)という位置づけを得るために届出を行うこととする。(下記サンプル参照)
- ② 部局長は、当該発表会の内容を精査し、当該発表会が主として学内の者を対象として行われるもので、規模が小さく、毎年定期的に行われるようなものである場合(例えば修士論文の発表会など)には、当該届出を受理するものとする。ただし、上記要件を満たさないと判断した場合には、届出を受理する前に産学連携・知的財産機構に相談し、その了解を得た上で、届出を受理するものとする。
- ③ 部局長から、国立大学法人主催(又は共催)との位置づけを得られた発表会については、当日の議事次第や案内文書に当該発表会が国立大学法人千葉大学主催(又は共催)である旨を明記する。

(サンプル)
平成〇〇年〇月〇日

〇〇研究科長
〇〇 〇〇 殿

〇〇研究科〇〇専攻長
〇〇 〇〇

〇〇研究科〇〇専攻における平成〇〇年度修士論文発表会を
国立大学法人千葉大学主催とすることについて(届出)

下記のとおり、〇〇研究科〇〇専攻における平成〇〇年度修士論文発表会を開催する予定です。ついては、本発表会について、国立大学法人千葉大学主催という位置づけを得るために、下記の通り届出いたします。

記

発表会名 : 平成〇〇年度千葉大学〇〇研究科〇〇専攻修士論文発表会
日 時 : 平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇:〇〇~
場 所 : 〇〇学部会議室
発 表 者 : 〇〇研究科〇〇専攻修士課程2年 〇〇 〇〇
出 席 者 : 〇〇研究科長
・
・

以上

秘密保持のための措置をとる場合

- ① 秘密保持のための措置をとる場合には、千葉大学と雇用関係にない出席者（学生を含む）全員に秘密保持の誓約書を書いてもらうこと。（下記サンプル参照）
- ② 印刷物についても同様に、千葉大学と雇用関係にない者については、秘密保持の契約書を書いた相手のみに配布すること。

（サンプル）

誓約書

国立大学法人千葉大学
学長 齋藤 康 殿

私は、本日開催される〇〇〇〇（*論文発表会名）に関し、以下の事項について、千葉大学に事前の了解を得ることなく、その内容を、本日から起算して一年の間、第三者に伝えないことに同意し、これを遵守することを誓います。

また、以下の事項に千葉大学に事前の了解を得ることなく、その内容を利用した研究開発を実施しないことに同意し、これを遵守することを誓います。

1. 会場にて配布される〇〇〇〇（*論文を掲載した印刷物名）の〇〇ページから〇〇ページまでの内容
2. 会場にて発表される論文の内容（プレゼンテーション用映写物の内容を含む。）
3. 会場における展示物

平成〇〇年〇月〇日

氏名 _____

発明等の届出書

別記様式1

発明等の届出書

国立大学法人
千葉大学産学連携・知的財産機構長 殿

届出年月日	年 月 日
受付年月日	年 月 日
受付番号	

このたび、下記の発明を行いましたので、国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程第 4 条の規定に基づき届け出ます。

所属
職名
氏名
内線
E-mail

印

1. 発明等の名称 (可能であれば、実施製品を想定して発明の名称を記載して下さい)			
2. 発明者と寄与率 発明者氏名	所 属	職 名	寄与率 (%)
[筆頭発明者]			
共 同 発 明 者			
3. 職務発明の認否 (<input type="checkbox"/> ; 該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職務発明と考える。 <input type="checkbox"/> 本学から費用、その他の支援を受けた。 <input type="checkbox"/> 本学が管理する施設設備を利用した。		<input type="checkbox"/> 非職務発明と考える。 <u>理由</u> :
4. 研究経費 (<input type="checkbox"/> ; 該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 補助金(科研費以外) <input type="checkbox"/> 運営交付金 <input type="checkbox"/> 奨学寄附金 <input type="checkbox"/> 科研費() <input type="checkbox"/> その他()		
	相手先企業(機関): プロジェクト名: 研究契約の有無; <input type="checkbox"/> 有(契約日; 年 月 日)、 <input type="checkbox"/> 無		

5. 共同出願 (□;該当箇所に☑) <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	持分(案)		(%)	費用負担
	本学			
	共願相手			<input type="checkbox"/> 持分に応じて負担 <input type="checkbox"/> 共願先負担 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他 ()
6. 外国出願の希望 (□;該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外国出願を希望する理由; 出願国:			
7. 発明等の利用性 (□;該当箇所に☑)	(1) 発明の実施が予定(あるいは想定)される製品、事業分野: (2) (想定される)発明等の実施・技術移転先業種・企業: (3) 実施予定製品に対する本発明の寄与度; <input type="checkbox"/> 大、 <input type="checkbox"/> 中、 <input type="checkbox"/> 小 (4) 実施時期 ; <input type="checkbox"/> 直ちに、 <input type="checkbox"/> 5年以内、 <input type="checkbox"/> 5年以上 (5) 市場規模(¥) ; <input type="checkbox"/> ¥<1億 <input type="checkbox"/> 1億≦¥<50億 <input type="checkbox"/> ¥≧50億 (あるいは、経済効果 : <input type="checkbox"/> 大、 <input type="checkbox"/> 中、 <input type="checkbox"/> 小)			
8. 研究発表等の状況 (□;該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 発表予定なし <input type="checkbox"/> 発表済み <input type="checkbox"/> 投稿(年 月 日) <input type="checkbox"/> 発表予定あり <input type="checkbox"/> 学会等で口頭発表(年 月 日) <input type="checkbox"/> 論文誌などの発行(年 月 日) <input type="checkbox"/> Web にアップ <input type="checkbox"/> その他(年 月 日) <u>発表方法等;</u>			
* 発表(予定)論文、関連文献等のコピーの添付をお願いします。				
9. 本発明に関連する今後の特許出願予定(あるいは研究予定)など				

10. 発明の概要

(1) 従来技術

(本発明に最も近い従来技術について説明し、文献のコピーを添付して下さい)

記載例;「文献××に記載された従来の○○装置は、△△の構成であり、その作用・動作は□□である。」

(2) 従来技術の欠点・問題点

(上述の従来技術の欠点や問題点を記載して下さい)

記載例;「上述の従来の○○装置は、△△の原因・理由により、高精度の測定が不可能である、効率が低い、大型化してしまう、などの問題がある。」

(3) 発明の内容

(従来技術の欠点・問題点をどのように解決したかを記載し、発明の実施例・具体例を、図面を用いて記載して下さい)

記載例;「本発明の実施例は、図 1 に示すように△△の構成であり、その作用・動作は□□である。本発明は、○○の工夫により、従来の問題を解決する。」

(4) 発明の効果・優位性

(発明が従来技術に比べてどのような効果・優位性を有するかを記載して下さい。例えば、新しい機能、効率化、小型化、コストダウンなど・・・)

記載例;「本発明によると、従来にない高精度の測定が可能になる。」

(5) 独占したい技術(特許請求の範囲)

(発明者として発明について独占したい技術を記載して下さい)

以上

譲渡証書

別記様式 2

譲渡証

平成 年 月 日

譲受人

千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33
国立大学法人千葉大学

譲渡人

住所又は居所
氏名

印

住所又は居所
氏名

印

住所又は居所
氏名

印

下記の発明に係わる内外国の特許を受ける権利を、特許出願前に国立大学法人千葉大学に譲渡したことに相違ありません。

記

特許出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

発明の名称 「 」

知的財産ポリシー(平成18年4月1日改訂版)

I. 目的

国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)は、千葉大学憲章及び行動規範並びに政府の策定する知的財産に関する方針に則り、広範な領域の学術研究の推進を図り、知の創造に資するとともに、学術研究の成果を本学の知的財産として組織的に管理・活用・保護育成することにより社会の発展に寄与することとし、こうした知的財産活動を推進するにあたっての本学の基本的な考え方を明らかにすることを目的として、国立大学法人千葉大学知的財産ポリシー(以下「知財ポリシー」という。)をここに定める。

II. 知財ポリシーの対象者

知財ポリシーの対象者は、以下のとおりである。

1. 職員

- (1)常勤職員(本学就業規則の適用を受ける者)
- (2)非常勤職員(本学非常勤職員就業規則の適用を受ける者)
- (3)医員及び医員(研修医)(本学医員・医員(研修医)就業規則の適用を受ける者)
- (4)その他(個別の契約により雇用されている者)

2. 学生等

本学の学部学生、大学院学生、研究生、ポストドクター等で発明等の取り扱いに関して本学と何らかの契約を交わしている者

3. 受託研究員

本学が受け入れている受託研究員

4. 本学退職者

かつて本学の職員として知的財産の創造・保護・活用に関する活動に従事した者

5. その他

本学との間で共同研究契約、共同特許等出願契約、技術移転契約、エージェント契約等を交わしている者、本学の知的財産の創造・保護・活用に関して守秘義務を有している者等。

III. 定義

1. 「知的財産」

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。(知的財産基本法第2条第1項)

2. 「知的財産権」

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。(同法同条第2項)

3. 「発明等」

知的財産のうち、研究開発活動の成果である、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、回路配置及び技術的ノウハウなどの営業秘密をいう。

IV. 知的財産の帰属と保護

1. 発明等の帰属

本学の職員が職務として行った研究開発活動の成果である発明等に関する権利は、原則として本学が承継する。（「国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程」参照）

2. 知的財産の承継

学生等の本学の職務発明取扱規程の適用対象外の者が発明者等として含まれる共同発明等については、それらの者の任意で同意を得た場合には、本学が権利を承継する。また、学生等本学で教育を受けている者がその教育を受ける過程で本学の職員の助力を得ることなく発明等を生み出した場合であって、当該学生等が希望する場合には、本学は当該発明等を承継することができる。

3. 知的財産の保護

知的財産の保護のための手続きは原則として次の手順に従って処理するものとする。

- (1) 発明等を創造した職員は速やかに産学連携・知的財産機構長（以下「機構長」という。）に届け出る。
- (2) 届け出を受けた機構長は、発明評価委員会に、当該発明等が職務発明等に該当するか否か、該当する場合知的財産権を本学が承継するか否か、承継する場合本学が承継する知的財産権の持分割合をどうするか等、当該発明の取扱いについて諮問し、その審議結果を踏まえた決定を行う。
- (3) 機構長は、知的財産権の発生に出願等の手続きを要するものについては、極力出願等を行うこととする。

4. 特許出願等の手続

特許出願等の手続は、本学自身で行うことを原則としつつ、必要に応じて学外の弁理士事務所等を活用していくこととする。手続きを本学自身で行う際には、発明者たる職員自身も出願のための書類作成に関与するものとする。

特許出願等は、出願後のライセンス等に十分配慮して行うこととする。

5. 職員等への知的財産等の返還

本学が承継した特許権等又は特許等を受ける権利について、発明評価委員会により評価を行い、本学において特許権等又は特許等を受ける権利を維持しないと決定したものについては、当該発明者等である職員等が希望すれば無償で本人に帰属させることとする。

V. 共同研究

1. 共同研究の推進

他大学との共同研究及び産官学連携による共同研究(以下「共同研究」という。)を推進することとし、共同研究における窓口の一本化(ワンストップサービス)を図るとともに、事務手続を簡素化し、迅速な判断に努めることとする。

2. 共同研究による成果の帰属

共同研究による成果は、発明等の創造活動における寄与率に応じて、本学と共同研究の相手方の者との特許権等又は特許等を受ける権利の持分割合を決定する。本学に属する職員等の発明等の帰属、知的財産権の承継、知的財産の保護は、IV.

1. ～3. に準ずる。

3. 知的財産の保護

研究成果について特許出願等をするか否かを、本学と他の特許等を受ける権利を有する者との間で協議を行い、特許出願等をする場合には、共同特許出願契約等を交わすこととする。

4. 共同特許出願契約等

共同特許出願契約等においては、個別案件毎に、持分割合、費用負担、権利の処分、ライセンス権、優先実施、不実施補償等について明確にする。

VI. 知的財産の活用

本学において創造された知的財産については、積極的に学外で活用されるよう促進することにより、社会貢献を図ることとする。

1. 学術目的又は公共の福祉の目的での利用

本学が所有する知的財産を学外の大学等研究機関その他が学術目的又は公共の福祉の目的で利用することを希望する場合には、無償又は実費で提供する。

2. 技術移転活動

技術移転活動は、本学(産学連携・知的財産本部)が発明者等の協力を得つつ主体的に行い、適宜学外の技術移転機関等を活用することとする。

3. 発明者への補償

本学が、職務発明取扱規程に基づき承継した発明等の知的財産権の実施、第三者への実施許諾又は譲渡等の処分により収益を得たときは、当該知的財産権にかかる発明者等に対して対価(補償金)を支払うものとする。発明者等が転職、退職又は死亡した場合においても、継続して支払うこととする。

大学院学生など本学の職務発明取扱規程適用対象外の者から譲渡を受けた発明等についても、職務発明等と同様に扱うこととする。

対価(補償金)の支払いに関しては、収益から必要経費を差し引いた残りの金額について、発明者50%、本学に50%(うち20%を発明者所属部局に配分)することを原則としつつ、最終的な収益の分配割合の決定は、発明評価委員会において個別案件毎に本学及び発明者等の寄与度を考慮して決定することとする。なお、ここでいう必要経費は、特許等の出願や権利化、技術移転のために要した費用全般が含まれるがそれらの業務に携わる職員の人件費は含まれない。

Ⅶ. 産学連携・知的財産機構

本学における知的財産活動を推進する組織として国立大学法人産学連携・知的財産機構(以下「機構という。))を設置する。機構には、以下の各部及び委員会を置く。

1. 産学連携推進部

産学連携推進部は、他部と連携して次の業務を行う。

- ①共同研究、受託研究、奨学寄付金の契約に関すること
- ②産官学連携の推進のためのイベントに関すること
- ③学外企業等と学内教員等との研究に関するマッチングに関すること
- ④その他産官学連携の推進に関すること

2. 技術移転推進部

技術移転推進部に、知的財産管理チームと知的財産活用チームを置き、両チームは相互に協力し、かつ、他部と連携して次の業務を行う。

- ①研究成果の発掘に関すること
- ②特許出願等知的財産の権利化に関すること
- ③技術移転に関すること
- ④その他知的財産に関すること

3. 委員会

機構に運営委員会を、機構の技術移転推進部に発明評価委員会を置く。

Ⅷ. その他

1. 成果有体物

研究・教育の結果得られた材料、試料、試作品、モデル品、実験装置等の成果有体物も本学の知的財産として適正な管理に努めることとし、その取扱の詳細を研究成果有体物取扱規程に定める。

2. 職員等の守秘義務

知的財産業務に携わる職員等は、必要な期間、その秘密を厳守する。また共同研究に関与する研究者は、共同研究の相手方の知的知財権を尊重し、双方で契約した守秘義務の条項を遵守する。

3. 不服申し立て

発明者等は、自己の発明等に関する本学の取扱いについて不服がある場合は不服申し立てを行うことができ、申し立てを受けた学長は速やかに対処しなくてはならない。申し立ての受付窓口は機構に置く。

4. 利益相反・責務相反

産官学連携にあたって個人的な利益や提携先の利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究がおろそかになってはならず、また、利益相反・責務相反行為がなされているとの疑いを持たれることがあってはならない。利益相反・責務相反を防止しこれらに適切に対処するために、利益相反等を審議する組織として役員会の下に利益相反委員会を設置するほか、必要な措置を講ずることとする。

5. 知的財産教育

職員や大学院学生等知的財産の創造に関わっている者に対して知的財産実務教育やセミナーを多面的に実施する。

(以上)

Q & A

Q1. 発明を創造したのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A1. 千葉大学の職員が発明(研究成果)を創造したときは、速やかに、本機構長に「発明等の届出書(別記様式1参照)」を提出することとなっています。発明等届出書は本機構ホームページからダウンロードができますのでご利用ください。

→ [1ページ「発明の完成から特許出願までのフロー」参照](#)

Q2. 「発明等」に該当するか分からないのですが...

A2. 「発明等」には、教員等の研究成果、とくに自然科学分野、デザイン分野、IT分野等の研究成果は、ほとんどが含まれることになります。

→ [6ページ「研究発表にあたっての留意事項」のうち「発明等とは」の記述を参照](#)
ご不明な場合はお気軽に本機構へご連絡ください。必要に応じて知財管理チームの担当者が訪問し、先生とご一緒に検討いたします。

→ [1ページ「発明の完成から特許出願までのフロー」参照](#)

Q3. 公的(JST、NEDO等)研究助成事業により研究成果が得られました。この場合も知的財産機構への手続きは必要ですか？

A3. はい。必要です。

公的研究助成事業に係る研究成果に関しては、ほとんどの場合その研究成果に関する権利は事業実施の機関に属しています。発明等届出書に公的研究助成事業による成果である旨記載の上、提出してください。

→ [10ページ「発明等届出書」参照](#)

Q4. 既に学会(または論文)発表してしまいました。それでも、特許出願はできますか？

A4. 条件を満たしていれば、日本または米国では可能な場合があります。ご不明な場合は本機構へご相談ください。

→ [7ページ「特許と学会発表等との関係」参照](#)

Q5. 学内において、修士論文発表会や博士論文発表会を予定しているが、特許出願の観点から気をつけることは何かありますか？

A5. 「特許庁長官が指定した学術団体での発表にする」、「秘密保持のために必要な措置をとる」、といったことに留意し、不特定多数が知りうる状況ではないことを証明しておく必要があります。[具体的には、8ページ、9ページ記載の書面を用意し、対応されるとよいと思います。](#)ご不明な場合は本機構までご相談ください。

発行日	初版	平成19年4月
	改訂版	平成21年1月

国立大学法人千葉大学

Organization for Academic-industrial Collaboration and Intellectual Property

産学連携・知的財産機構

[問合せ先] 技術移転推進部

電話:043-290-2920

E-mail:tlo@office.chiba-u.jp

URL:<http://www.ccr.chiba-u.jp>